

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年2月28日（令和5年（行情）諮問第224号）及び同年3月9日（同第253号）

答申日：令和6年3月8日（令和5年度（行情）答申第761号及び同第763号）

事件名：特定刑事施設視察委員会の特定日付け意見書（特定刑事施設保有）等の一部開示決定に関する件

「被収容者に対する自弁購入物品商品（試行）の販売終了について（伺い）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、その手続に違法はなく、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年8月29日付け仙管発第1024号により仙台矯正管区長（以下「処分庁1」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）については、収入印紙300円を返却するとともに、求補正に対する回答期限を審査請求人の申出とおりの期限とせよ、また、同月31日付け名管総発第187号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁2」といい、「処分庁1」と併せて「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、「原処分1」と併せて「原処分」という。）については、収入印紙300円を返却するとともに、無用な虚偽なる弁解をしたことを認めた上で真摯に謝罪せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、本件審査請求の対象となる原処分に関係しない部分及び添付資料は省略する。

(1) 原処分1（諮問第224号の関係）

ア 審査請求書

(ア) 審査請求に係る処分の内容

- a 処分庁1は、審査請求人がなした令和4年7月8日付け行政文書開示請求（同月21日受付第17-1号及び同第17-2号）

について、文書1と文書2をそれぞれ1件扱いとし、合計2件分の開示請求とした。

尚、審査請求人は、それにより収入印紙600円分の支払をした。

- b 処分庁1は、上記aの開示請求において、審査請求人に、①令和4年7月22日付け求補正にて、同年8月5日（金）までに回答をせよ、とした。

又、②令和4年8月10日付けの求補正書にて、同月24日（水）までに回答をせよ、同期限までに回答がない場合不開示決定となる、と告知した。

(イ) 上記(ア) aについて

- a 仙台矯正管区（以下「仙台管区窓口」という。）の令和4年7月22日付けの「求補正書」（上記(ア) b①、請求人は同月26日に受領）には、文書1、文書2について何ら説明もなく、「開示請求手数料1件分（収入印紙300円分）が送付されていますが、全件請求維持される場合は、残りの開示請求手数料1件分（収入印紙300円分）を送付願います」との記載があった。
- b 文書2は、文書1に係る意見に対して特定刑事施設Aが回答したものであることから、一連の文書であって別々に取り扱う理由がない。
- c それ故、文書1、文書2は合わせて1件分となり、請求人が支払をした収入印紙600円分は過払となる。

よって、請求人が支払をした収入印紙300円分については請求人に返還すべきとなる。

(ウ) 上記(ア) bについて

- a 請求人は、現在特定刑事施設Bに在監しており、来信の受取りはおおむね即日であるものの、交付は特定時間A前後である。
- 発信については、土・日・祝日を除く平日のみであり、発信をしようとする前日（土・日・祝日を除く）の特定時間B頃に申出をしなければならない。尚、発信通数は、1日〇通までとの制限がある。
- すなわち、来信に対する回答の発信は、早くて来信交付日の2日後（土・日・祝日を除く）となる。
- b 請求人は、令和4年7月8日付けにてなした開示請求の請求書面に、「求補正のある場合、土・日・祝日を除き2週間程度の余裕を願います」と記載した。

仙台管区窓口から令和4年7月22日付けの「求補正書」が同月26日に届き「本年8月5日（金）までに回答願います」と記

載されていた（上記第（ア）b①）。同日までに回答をするには同月2日までに発信しなければならず、上記aの事実から請求人には発信をするのに同年7月28日、同月29日、同年8月1日、同月2日の4日しか余裕がないことになる。

請求人の申立て（土・日・祝日を除く2週間程度の余裕）のとおりとすれば、回答は早くて令和4年8月12日となる。受領日からであれば、同月17日となる。

尚、請求人は、別の発信を犠牲にして、令和4年8月12日付けにて仙台管区窓口へ発信した。それにより、請求人には多大なる損害が発生した。

- c 請求人の上記回答と行き違いで、仙台管区窓口から、令和4年8月10日付けの「求補正書」が同月15日に届き、「本年8月24日（水）までに回答願います」と記載されていた（上記（ア）b②）。

又、「上記期限までに回答がない場合は、不開示決定となりますので承知願います」とも記載されていた。

令和4年8月24日までに回答をするには、遅くとも同月19日までに発信をしなければならず、請求人には発信をするのに、同月17日ないし19日の3日しか余裕がないことになる。

請求人の申立てを無視し、勝手な極めて短い期限を設定し、更に、不当・失当なる期限までに回答なき場合、不開示決定となると告知することは害悪を告知する脅しである。

- d 上記のとおり、請求人はたかだかの開示請求において仙台管区窓口へ振り回され、脅しを受けたり等と多大なる損害を被っているのである。

処分庁1に対し、勝手な回答期限を定めることなく、請求人の申出のとおり期限とせよ、との命令を求める。

(エ) 処分庁の教示の有無

いずれにおいても無

イ 意見書

(ア) 上記ア（ア）aについて

- a 文書2には、「委員会の意見及びこれを受けて講じた措置」と記載されており、委員会の意見の日付は、全て「特定年月日A」と記載があり、同日付けの委員会の意見は文書1であることが明らかである。

それ故、文書1と文書2は、密接な関連を有する行政文書であることは明白である。

- b 理由書（下記第3の1を指す。以下、第2の2（1）において

同じ。)では、文書1と文書2は、異なる行政文書ファイルに編
てつされていたと述べているが、その証拠はない。

仮に、そうであったとしても、分類上のことであり、文書1と
文書2を別扱いする理由にはならない。

c よって、文書1と文書2は、1件分の行政文書として扱うべき
である。

(イ) 上記ア(ア) bについて

a 行政不服審査法(以下「行審法」という。)1条2項には、
「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか」とし、行政庁の
処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てをする
ことができる旨が規定されている。

それ故、処分庁による求補正の期間についての不服申立ては、
他の法律に特別の定めはなく、そして、処分庁の公権力の行使に
当たる行為に関するものであることから不適法とはならない。

b 上記ア(ウ) b及びcに記載のとおり、審査請求人が処分庁に
回答をするのに2日ないし4日しか余裕がなかったのである。こ
れは、一般社会通念上からも不当である。

審査請求人は、回答について土・日・祝日を除き2週間程度の
余裕をと申し入れをしているにも不拘、不問に付し、勝手な短い
期限を告知しているのである。たかだかの開示請求ごときに振り
回されているのである。

c よって、理由書には理由がないことは明らかであって、処分庁
1に対し適正なる求回答をするように、又、審査請求人の求めの
とおりに求回答の期限を定めよ、と指導すべきである。

(2) 原処分2(諮問第253号の関係)

ア 審査請求書

(ア) 審査請求に係る処分の内容

a 処分庁2は、審査請求人がなした令和4年6月24日付け行政
文書開示請求(同年6月29日受付第17号)の一部について、
文書3と文書4をそれぞれ1件として、開示請求手数料を合計6
00円とした。そして、請求人は、同年7月28日付けにて追加
分印紙300円の支払をした。

b 処分庁2は、名古屋矯正管区情報公開窓口(以下「名古屋管区
窓口」という。)に、審査請求人に対して審査請求を「法務省大
臣官房秘書課公文書監理室情報公開係」に送付するようにと連絡
したことは、同窓口を送付することができるとする旨の回答をし
たものである、と令和4年8月31日付けにて回答するようにと
命令した。

(イ) 上記(ア) aについて

- a 処分庁2の令和4年8月31日付けの「事務連絡」(請求人は同年9月1日に受領)によると、上記(ア) aの文書3と文書4は、「特定刑事施設Bにおいては、作成した部署が異なり、別々の行政文書ファイルに編てつの上、保管、管理していることから、それぞれに1件分の開示請求手数料が掛かります」(疎2の3(1))ということである。
- b 請求人は、特定刑事施設B保有の行政文書の開示請求をしているのであり、作成した部署が異なることは理由にならない。そもそも、文書3、文書4の内容はスマートレターの購入に係るものであって同一であり、更に年月日が同一であり、更に年月日が同一であることからそれぞれ1件として扱うことは失当かつ不当である。

(ウ) 上記(ア) bについて

- a 名古屋管区窓口は、令和4年6月1日付けの申立人への事務連絡において、請求人が同年5月25日付けにて名古屋管区窓口へ送付した「審査請求」について、「開示請求に係る審査請求書の送付先は、以下となりますので、今後は担当窓口宛てに送付願います」とした上で、審査請求書の送付先の住所を記載した(疎1)。
- b 請求人は、「名古屋矯正管区長高橋昌博殿」として同年8月23日付けにて苦情の申立と題する書面を送付した。
同書面の記載の概要は疎2の2に記載のとおりである。苦情の一つは、上記(1)の名古屋管区窓口の記載内容に対するものであった。
- c 上記の苦情について、名古屋管区窓口からの令和4年8月31日付けの「事務連絡」(同年9月1日受領)によると、「(法の規定により)法務大臣に対して審査請求をすることができると定められていることから令和4年6月1日付け事務連絡のとおり参考として、情報提供したものです」(疎2の3(3))ということであった。

しかし、令和4年6月1日付けの事務連絡(疎1)の内容は、一般人の普通の注意と読み方を基準に判断するならば(最判昭31・7・20民集10・8・1059)、「参考」としてではなく、送付先は名古屋管区窓口ではなく名古屋管区窓口が特定した送付先(疎1の2)ということになる。

名古屋管区窓口は、行審法21条1項に違反した連絡をしたにも不拘、「参考」としてとの虚偽なる言い訳をすることは、看過

することができない重大な不法行為である。

- d 尚、上記の不法行為なる事務連絡は名古屋管区窓口からであるものの、請求人がなした「名古屋矯正管区長高橋昌博」に対する苦情の申立に回答するものであるから、同人が名古屋管区窓口にて事務連絡を請求人に送付命令をしたものとなり、不法行為なる回答の責任は同人に存することになる。

(エ) 処分庁の教示の有無

無

イ 意見書

(ア) 上記ア (ア) a について

- a 理由書（下記第3の2を指す。以下、第2の2（2）において同じ。）では、文書3は職員向けの事務連絡であり、文書4は被収容者に対して周知する告知放送についてであるから、相互に密接な関連を有する行政文書であるとは認められない、としている。
しかし、文書4の1枚目は上司に対する伺いであって職員向けであり、2枚目は被収容者に対する告知放送であり理由書の理由には整合性がない。
- b 文書3はスマートレターに係る中止についてであり、文書4もスマートレターに係る中止についてである。
よって、相互に密接な関連を有する行政文書である。
- c 理由書では、文書3と文書4は異なる行政文書ファイルに編てつされていたと述べているが、その証拠はない。仮に、そうであっても、分類上のことであり、文書3と文書4を別扱いする理由にはならない。
- d よって、文書3と文書4は、1件分の行政文書として扱うべきである。

(イ) 上記ア (ア) b について

- a 行審法1条2項には、「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか」とし、行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てをすることができる旨が規定されている。
それ故、処分庁による不法行為なる事務連絡についての不服申立ては、他の法律に特別の定めはなく、そして、処分庁の公権力の行使に当たる行為に関するものであることから、不適法とはならない。
- b 上記ア (ウ) において述べたとおり、処分庁の所為は、自己の責務を不当に回避するために法律の規定に反する告知をするものであり、明らかに違法行為であり、一般社会通念からも看過することができない重大な問題である。

更に、審査請求人からの指摘を受け、虚偽なる言い逃れをすることは、著しく重大である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（諮問第224号の関係）

(1) 原処分1に対する審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、審査請求人が処分庁1に対し、令和4年7月12日受付行政文書開示請求書により、別紙に掲げる文書1及び文書2（以下「本件対象文書1」ともいう。）の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、これを受けた処分庁1が、その一部を不開示とする決定（原処分1）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分1における開示請求件数の妥当性について不服を申し立てているものと解されることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、要するに、本件開示請求1における同年7月22日付け及び同年8月18日付けで処分庁がした求補正及び審査請求人からの別件開示請求（令和4年9月6日受付）における同月28日付けで処分庁がした求補正の期限が短かったことについても不服を述べているものと解されるが、法に基づく開示請求に係る補正の求めは、行政手続法7条に基づく行政指導に該当し、行審法1条2項に定める処分には当たらないと解されることから、本件審査請求1のうち当該主張をする部分については、不適法なものである。

(2) 原処分1の妥当性について

ア 開示請求手数料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）13条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（同項1号）又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書（同項2号）の開示請求を一の開示請求によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなすと規定されている。

イ 本件審査請求1を受け、諮問庁において、処分庁1担当者をして、特定刑事施設Cにおいて本件対象文書1が編てつされた行政文書ファイルを確認させたところ、それぞれ異なる行政文書ファイルに編てつされていることが認められた。

ウ さらに、文書1は特定年度Aの特定刑事施設C視察委員会が特定刑事施設Cの長宛てに提出した意見書であり、文書2は、特定刑事施設Cの長が当該意見を整理した上で、これに対して講じた措置等の回答が記載されているところ、文書2は特定刑事施設Cの長が矯正局長宛てに提出した文書であり、文書1に対する回答書ではないことから、文書1及び文書2は相互に密接な関連を有する行政文書であるとは認められない。

(3) 以上のとおり、処分庁1の開示請求件数の取扱いに問題はないことから、開示請求を2件として行った原処分1は、妥当である。

2 原処分2（諮問第253号の関係）

(1) 原処分2に対する審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、審査請求人が処分庁2に対し、令和4年6月29日受付行政文書開示請求書により、別紙に掲げる文書3及び文書4（以下「本件対象文書2」ともいう。）を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書2についてその一部を不開示とする決定（原処分2）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分2における開示請求件数の妥当性について不服を申し立てているものと解されることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、要するに、処分庁2が審査請求人に対して行った審査請求書の送付に関する情報提供についても不服を申し立てているものと解されるが、当該情報提供は行審法1条2項に定める処分には当たらないことから、本件審査請求のうち当該申し立て部分については、不適法なものである。

(2) 原処分2の妥当性について

ア 上記1（2）アと同旨。

イ 上記1（2）イと同旨（ただし、「本件審査請求1」とあるのを「本件審査請求2」、「処分庁1担当者」とあるのを「処分庁2担当者」、「特定刑事施設C」とあるのを「特定刑事施設B」とそれぞれ改める。）

ウ さらに、文書3は特定刑事施設Bにおいてスマートレターの使用を中止することについて記載された職員向けの事務連絡文書であるところ、文書4は、スマートレターの販売や差入れ等の取扱いの変更を被収容者に対して周知するための告知放送に係る起案文書であることから、文書3及び文書4は相互に密接な関連を有する行政文書であるとは認められない。

(3) 以上のとおり、処分庁2の開示請求件数の取扱いに問題はないことから、開示請求を2件として行った原処分2は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月28日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第224号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月9日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第253号）

- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年4月4日 審査請求人より意見書を収受（令和5年（行情）諮問第224号及び同第253号）
- ⑥ 令和6年2月9日 審議（令和5年（行情）諮問第224号及び同第253号）
- ⑦ 同年3月1日 令和5年（行情）諮問第224号及び同第253号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点があり、また、原処分においては、いずれも不服申立ての教示がなく行審法82条1項に違反する旨主張していると解されることから、諮問庁は、原処分に違法はなく妥当であるとするものと解されることから、以下、原処分における手續の違法性の有無について検討する。

2 原処分1に係る求補正の手續の違法性の有無について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、求補正の経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、令和4年7月12日受付の開示請求書をもって、収入印紙300円分を添付の上、本件開示請求1を行った。

イ 処分庁1は、本件対象文書1（文書1及び文書2）を特定した上で、令和4年7月22日付け「求補正書」（回答期限は同年8月5日）をもって、審査請求人に対し、全件請求を維持する場合、不足する1件分の開示請求手数料を納付する必要がある旨情報提供し、補正を求めた。しかしながら、審査請求人は、期限までに回答をしなかった。

ウ 処分庁1は、審査請求人に対し、令和4年8月10日付け「求補正書」（回答期限は同月24日）をもって、重ねて上記イの求補正に係る補正を求めた。

エ その後、審査請求人から処分庁1宛てに、令和4年8月16日受付で、「不足分の収入印紙300円1枚を同封します」などと記載された事務連絡とともに、収入印紙300円が送付されたことから、処分庁1は、同月29日付けで原処分1を行った。

(2) 求補正の手續に関し、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 法4条2項は、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備がある

と認めるときは、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる旨規定しており、ここでいう「形式上の不備」とは、開示請求手数料を納付していない場合を含むものと解されている。

イ 本件開示請求1に関しては、開示請求手数料に不足があったため、処分庁1は、法4条2項に基づき、2度にわたり補正を求めた。

それぞれの補正期間は、令和4年7月22日から同年8月5日までの14日間と同月10日から同月24日までの14日間としており、審査請求人には、実質的に、補正に応ずる期間として同年7月22日から同年8月24日までの34日間が与えられていたことが認められ、補正すべき内容等に鑑みても十分な期間を確保しているものと認められる。

(3) 検討

ア 求補正の経緯等の詳細は、上記(1)のとおりであり、各求補正により補正すべき内容は、不足分の開示請求手数料の納付の意思を確認するという同旨のものであると認められる。そして、処分庁1が定めた各求補正の補正期間は、それぞれ14日間(求補正書発送後。以下同じ。)であった。審査請求人は、1回目の回答期限を徒過して不足分の開示請求手数料を処分庁1に納付したが、処分庁1においては、これをもって原処分1を行っていることから、当該手数料の納付をもって補正が完了したと認識していたものと認められる。

そうすると、審査請求人には、原処分1に係る求補正の手續に実質的に34日間の補正期間が与えられていたとする上記(2)イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとは認められない。また、当該補正期間は、審査請求人が被収容者であることを考慮しても不当に短いものとは認められず、補正すべき内容に鑑みても十分な期間を確保しているものと認められる。

イ したがって、当該補正期間は法4条2項の「相当の期間」であると認められ、原処分1に係る求補正の手續に、同項に違反する点は認められない。

3 原処分における不服申立ての教示の有無について

審査請求人は、原処分のいずれにおいても、不服申立ての教示が無い旨主張しているが、当審査会において、各諮問書に添付された原処分の各開示決定通知書(写し)を確認したところ、いずれの通知書においても、教示に係る記載が適切にされており、処分庁の対応に違法は存しないから、行審法82条1項違反は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 開示請求手数料の前提となる件数の算定について

ア 審査請求人は、審査請求書及び意見書(上記第2の2(1)ア

(イ) a ないし c, 同イ (イ) a 及び b, 同 (2) ア (ア) a ないし c 並びに同イ (ア) a ないし d) において, 本件対象文書 1 として特定された各文書 (文書 1 及び文書 2) は, 密接な関連を有する行政文書であることが明白であり, 本件対象文書 2 として特定された各文書 (文書 3 及び文書 4) についても同様であるから, 開示請求手数料の関係では, それぞれ 1 件分の行政文書として扱うべきである旨主張する。

イ 当該主張は, 本件における審査の対象とはならないものであるが, 念のため検討すると, 諮問庁は, 上記第 3 の 1 (2) イ 及び同 2 (2) イ において, 本件対象文書は, それぞれ異なる行政文書ファイルに編てつされている旨説明するところ, 諮問庁の補足説明によれば, 特定刑事施設 C においては, 文書 1 を「大分類: 刑事施設視察委員会, 中分類: 刑事施設, ファイル名: 刑事施設視察委員会の庶務 (特定年度 A)」の行政文書ファイルに, 文書 2 を「大分類: 刑事施設視察委員会, 中分類: 刑事施設, ファイル名: 刑事施設視察委員会の庶務 (特定年度 B)」の行政文書ファイルに, それぞれ編てつしており, また, 特定刑事施設 B においては, 文書 3 を「大分類: 庶務, 中分類: 例規, ファイル名: 指示等」の行政文書ファイルに, 文書 4 を「大分類: 領置, 中分類: 歳入歳出外現金, ファイル名: 歳入歳出外現金」の行政文書ファイルに, それぞれ編てつしているとのことであった。

ウ 当審査会において, 特定刑事施設 C 及び特定刑事施設 B における標準文書保存期間基準及び諮問書に添付された本件対象文書の開示実施文書の写しを確認したところによれば, ①上記イの諮問庁の説明のとおり各行政文書ファイルが存在すること並びに②上記第 3 の 1 (2) ウ 及び同 2 (2) ウ における諮問庁の説明のとおり, 文書 2 は特定年度 B に特定刑事施設 C の長が矯正局長宛てに提出した文書であり, 特定年度 A に受領した文書 1 に対する回答書ではないこと, また, 文書 3 は職員向けの事務連絡文書であり, 文書 4 は被収容者に対して周知するための告知放送に係る起案文書であることが認められる。加えて, 本件対象文書が編てつされている場所 (行政文書ファイル) に関する上記イの諮問庁の説明に不自然, 不合理な点はなく, これを覆すに足りる事情もない。

そうすると, 本件対象文書 1 として特定された各文書 (文書 1 及び文書 2) は, 密接な関連を有する行政文書であるとは認められず, 本件対象文書 2 として特定された文書 (文書 3 及び文書 4) についても, 同様である。

エ 開示請求手数料については, 法施行令 13 条 1 項の規定により, 開

示請求に係る行政文書1件につき300円等とされているが、同条2項において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（1号）又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書（2号）の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなすこととされているところ、上記ウで述べたところに照らせば、本件は、同項に規定する複数の行政文書を1件の行政文書とみなすことができる場合に該当するとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を不開示とした各決定については、その手続に違法はなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

1 本件対象文書 1

文書 1 特定年月日 A 付け「意見書」(特定刑事施設 C)

文書 2 特定年月日 B 付け「特定刑事施設 C 視察委員会の意見に対する措置等報告書」(特定刑事施設 C)

2 本件対象文書 2

文書 3 特定年月日 C 付け首席矯正処遇官(処遇担当)・会計課長事務連絡「スマートレターの使用を中止することについて」(特定年度 B・指示等・特定刑事施設 B 保有)

文書 4 「被収容者に対する自弁購入物品商品(試行)の販売終了について(伺い)」(特定年月日 C 放送告知含む, 特定年度 B・歳入歳出外現金に関する書類・特定刑事施設 B 保有)